

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充に関する意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。そのためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっている。

文部科学省が4月に発表した勤務実態調査によると、小学校で33.5%、中学校で57.7%がおおむね月80時間超とされる「過労死ライン」を上回っていることが明らかになった。明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠くことはできない。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。いくつかの地方自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、当該自治体の財政を圧迫している。国の施策として財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月3日

熊本県議会議長 岩下 栄一

衆議院議長	様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
総務大臣	野田聖子様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	林 芳正様